

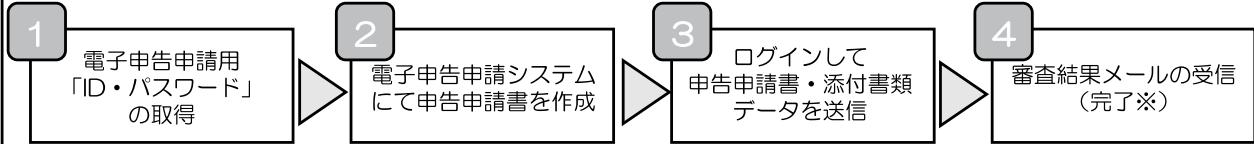
電子申告申請システムを利用した申告申請方法

「電子申告申請システム」(https://www.nofu.jeed.go.jp/Nofu_Densi/)を利用して、申告申請書の作成、送信を行うことができます。申告申請の流れについては以下のとおりです。**また、添付書類（源泉徴収票等（写）、障害者手帳等（写）、発注証明書）についても、電子申告申請システムから送信することができます。**

なお、電子申告申請を行った場合、書面による申告申請書の提出は不要です。

※ 申告申請書作成支援シート（マクロ機能付き）による申告申請書の作成は令和4年度申告申請をもって廃止されました。

《電子申告申請システムを利用した申告申請の基本的な流れ》



※ エラーがある場合は修正し、再送信してください。

※ 審査結果メールが届かない場合は申告申請書が提出されていない可能性があります。届かない場合は、必ず申告申請期間内に各都道府県申告申請窓口にご連絡ください。

1 電子申告申請用「ID・パスワード」の取得

令和7年度申告申請から、新たに電子申告申請をご利用予定の事業主の方は、電子申告申請システムにおいて、ID・初期パスワードの新規発行申請を行ってください（申告申請書の作成にログインは不要のため、先に②の申告申請書の作成を行うことも可能です）。取得方法については、操作マニュアルP.143～149をご覧ください。



電子申告申請用ID・パスワードを取得済の事業主の方へ

過年度に電子申告申請用ID・パスワードを取得されている場合は、同じID・パスワードを引き続き使用することができます。ただし、パスワードのみ忘れた場合は再設定が可能ですが、ID及びメールアドレスを忘れた場合は電子申告申請システム上にて、新規発行申請を行っていただく必要がありますのでご留意ください。

2 電子申告申請システムにて申告申請書を作成

① 新たに申告申請書を作成する場合

作成方法については、操作マニュアルP.32～122をご覧ください。

② データを利用して申告申請書を作成する場合

過年度に電子申告申請システムで作成した申告申請データ（XMLファイル）や事業主の方が新たに作成した事業所・障害者情報CSVファイルを取り込むことが可能です。作成方法については、操作マニュアルP.9～31をご覧ください。

3 ログインして申告申請書・添付書類データを送信

①のID・パスワードを利用して、電子申告申請システムにログインしてください。②で作成した申告申請書データ（XMLファイル）・添付書類データ（PDFファイル）を送信します。送信方法については、操作マニュアルP.123～141をご覧ください。

※ 初期パスワードについては、ログイン後に変更が必要です。また、変更後のパスワードは、次回以降のログイン時に使用しますので、忘れないようにしてください。

なお、パスワードを忘れた場合は、操作マニュアルP.150～156をご覧ください。

※ 電子申告申請システムの申告申請書等送信可能時間

令和7年4月1日のみ10:00～23:00

令和7年4月2日～令和8年3月31日 5:00～23:00（土・日・祝日含む）

（申告申請期限直前は、システムが混み合うことが予想されます。早めの申告申請をお願いします。）

※ 上記送信可能時間のなかでメンテナンスによりシステムの利用を一時停止することがあります。
システム停止時間については電子申告申請システムトップページをご確認ください。

※ 電子申告申請後、添付書類のみ郵送又は持参により提出する場合は、P79「添付書類送付状」の記入例のとおり所定事項をご記入いただき、添付書類に添え各都道府県申告申請窓口に提出してください。

「添付書類送付状」は当機構ホームページ（障害者の雇用支援）障害者雇用納付金>申告申請書類の様式、各種届出用紙のダウンロード）からダウンロードしてください。

4 審査結果メールの受信

申告申請書データを送信後、審査結果メールが届きますので受信確認をお願いします。申告申請内容にエラーがない場合は、申告申請書を受理した旨が審査結果メールに記載されます。申告申請内容にエラーがある場合は、メールに該当箇所が記載されていますので、修正して再送信してください。なお、再送信後には再度、審査結果メールが届きます。

審査結果メールが届かない場合は、**申告申請書が提出されていない可能性があります。この場合、調整金等の支給対象となりませんのでご注意ください。**届かない場合は、**必ず申告申請期間内に、各都道府県申告申請窓口にご連絡ください。**申告申請期限直前はシステムが混み合うことが予想されますので余裕をもってご提出ください。